

令和元年6月6日

適格消費者団体の認定について
—20団体目の適格消費者団体を認定しました—

令和元年6月6日、消費者契約法の規定に基づき、「特定非営利活動法人消費者市民サポートちば」を適格消費者団体として新たに認定しました。今後、この適格消費者団体は消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律及び食品表示法の規定による差止請求権を行使することが可能となります。

<新たに認定した団体の概要>

団体名 特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
(法人番号 9040005019362)

理事長 拝師 徳彦

住所 千葉市中央区中央四丁目13番10号千葉県教育会館5階

差止請求関係業務を行う事務所の所在地

千葉市中央区中央四丁目13番10号千葉県教育会館5階

申請日 平成31年3月11日

目的 この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費者団体、研究者・弁護士・司法書士・消費生活相談員など消費者問題専門家や弁護士会・司法書士会などの専門家団体並びに地域団体・福祉団体・労働団体等の市民団体その他関係諸機関との情報交換・相互援助・協働等の連携を図りつつ、消費者団体訴訟制度の活用を行うとともに、各種消費者被害の相談受付・実態調査・研究・拡大防止・被害者支援やその救済、消費者への情報提供、消費者市民教育並びにその活動支援、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、各種消費者政策や消費者行政の在り方に関する研究・提言などを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。(定款第3条)

活動実績 オンライン語学学習サービス事業者に対する免責条項及び事業者に一方向的な規約変更権を与える不当条項等並びにデータ復旧サービス提供事業者に対する優良誤認表示及び有利誤認表示等に関する申入れ等

認定をした日 令和元年6月6日

(認定の有効期間は、令和7年6月5日まで)

以上

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者制度課
TEL : 03(3507)8800 (代表)